



亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例の制定について

亀山市は、令和8年6月亀山市議会定例会にて、「亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例」の制定に関する議案を提出します。

近年、太陽光発電施設の急速な導入拡大に伴い、大規模な森林伐採、農地転用が全国的に問題となっており、土砂災害のリスクの増加、生態系への影響、景観の悪化が懸念されています。本市においても、事業者と市民とのコミュニケーション不足、柵や標識の不備、草刈り等の維持管理面での不安などの問題が増えています。

そのような状況を踏まえ、太陽光発電施設の設置に対する対応の強化に努め、市民の生活環境の保全及び持続的な地域社会の発展に寄与することを目的に、本市独自の条例を制定するものです。

条例のポイントとして、事業者が出力10キロワット以上の野立て太陽光発電施設を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を得ることとしています。また、許可申請にあたっては、市への事前協議と近隣住民への説明会、各法令の手続きの完了、維持管理の徹底、廃棄時の費用積立てを義務付けるなど、長期的な環境保全を許可条件としています。さらに、条例違反や問題があった場合は、指導、勧告、命令及び公表することとしています。

本条例の制定により太陽光発電施設の設置に関する基準及び手続きを定めることで、太陽光発電施設の適正導入と生活環境との調和を図り、本市の豊かな自然環境、生物多様性及び優れた景観を将来の世代に継承できるよう取り組んでまいります。